

建築物環境衛生管理基準
飲料水の水質検査

水道又は専用水道から供給する水のみを水源として飲料水を供給する場合

検査回数	6ヶ月以内に1回	1年以内に1回 (6月1日～9月30日)
	検査項目	シアン化物イオン及び塩化シアン
検査項目	一般細菌	塩素酸
	大腸菌	クロロ酢酸
	鉛及びその化合物※	クロロホルム
	亜硝酸態窒素	ジクロロ酢酸
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	ジブロモクロロメタン
	亜鉛及びその化合物※	臭素酸
	鉄及びその化合物※	総トリハロメタン
	銅及びその化合物※	トリクロロ酢酸
	塩化物イオン	ブロモジクロロメタン
	蒸発残留物※	ブロモホルム
	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	ホルムアルデヒド
	pH値	
	味	
	臭気	
色度		
濁度		
備考	<p>給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態より供給する水に以上を認めるとき→必要な項目について検査 ※の項目は、水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査時に省略可能</p>	

地下水、その他上表に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合

検査回数	6ヶ月以内ごとに1回	1年以内ごとに1回 (6月1日～9月30日)	3年以内ごとに1回
	検査項目	シアン化物イオン及び塩化シアン	四塩化炭素
検査項目	一般細菌	塩素酸	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン
	大腸菌		ジクロロメタン
	鉛及びその化合物※	クロロ酢酸	テトラクロロエチレン
	亜硝酸態窒素	クロロホルム	トリクロロエチレン
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	ジクロロ酢酸	ベンゼン、フェノール類
	亜鉛及びその化合物※	ジブロモクロロメタン	
	鉄及びその化合物※	臭素酸	
	銅及びその化合物※	総トリハロメタン	
	塩化物イオン	トリクロロ酢酸	
	蒸発残留物※	ブロモジクロロメタン	
	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	ブロモホルム	
	pH値	ホルムアルデヒド	
	味		
	臭気		
色度			
濁度			
備考	<ul style="list-style-type: none"> 給水開始前→水道水質基準に関する省令の全項目（51項目） 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態より供給する水に以上を認め 周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、水質基準に適合しない <p>※の項目は、水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査時に省略可能。</p>		

● 給湯水等についても、レジオネラ属菌等による水の汚染に伴う健康影響を防止する観点から、その水が人の飲用、炊事用、浴用その他の生活の用に供する目的で供給される場合には、水道水質基準に適合する水を供給することとされており、給湯設備についても貯湯槽の点検、清掃等適切な維持管理を実施することが必要です。給湯設備には、局所・瞬間湯沸し式、局所・貯湯式、中央式など様々な構造のものが存在しますが、中央式の給湯設備を設けている場合は、給湯水の汚染が特に懸念されるため、当該給湯水について、給水栓における水質検査を実施することが必要です。ただし、当該給湯設備の維持管理が適切に行われており、かつ、末端の給水栓における当該水の水温が55度以上に保持されている場合は、水質検査のうち、遊離残留塩素の含有率についての水質検査を省略しても良いとしております。

雑用水の管理

散水、修景、清掃用水

pH値	5.8以上8.6以下	●検査：7日以内ごとに1回 →pH値、臭気、外観
臭気	異常でないこと	
外観	ほとんど無色透明であること	●検査：1回／2月以内ごとに1回 →大腸菌、濁度
大腸菌	検出されないこと	
濁度	2度以下	

水洗便所用水

pH値	5.8以上8.6以下	●検査：7日以内ごとに1回 →pH値、臭気、外観
臭気	異常でないこと	
外観	ほとんど無色透明であること	●検査：1回／2月以内ごとに1回
大腸菌	検出されないこと	

出典：厚生労働省(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei10/>)